

○山口委員長

ただいまから、13日に引き続き、予算審査特別委員会を開会します。

ただいまの出席委員は、18名です。委員定数の半数以上に達していますので、この会議は成立しました。

日程に入る前に報告します。

本日の欠席の届け出が、小向繁展委員からありました。

以上で報告を終わります。

13日に引き続き、議案第18号、令和2年度八街市一般会計予算についてを議題とし、本日は総括質疑、討論、採決を行います。

最初に、総括質疑を行います。質疑時間の会派持ち時間は30分です。

最初に、桜田委員の質疑を許します。

○桜田委員

それでは、私の方から3点ほどご質問をいたします。

まず最初に、予算作成の原則についてでございます。市長は、予算編成の基本的な考え方として、施策の厳選化と重点化を徹底し、歳入に見合った規模の通年型予算として編成をしたと述べられております。その考え方は、財政法に定められた予算編成の原則に基づくものと理解をしております。

予算編成については、財政法などで歳入、歳出は全てこれを予算に編入しなければならないとする安全性の原則、あるいは会計年度の支出は、収支は、その会計年度の収入で賄う。会計年度独立の原則、あるいは超過支出禁止や流用禁止の原則など、さまざまございます。

そこで、ここでは明瞭性の原則についてお伺いをいたします。予算の内容は、国民に明瞭に理解されるように、そうした形式でなければならないとされております。そのことから、市町村の予算は、20日までに当該予算を説明書とともに議会に提出するよう求められています。また、予算書が所管部門を明確にした上で、目的別に款と項を分類する形で作られているのはこのためであります。

本市は、予算説明書のほかに、事業ごとの概要説明書も作成し、よりわかりやすい説明がなされていることで、今予算についても、例年度に比べて102分短縮することができました。これは担当課のご努力によるものと感謝をしております。

予算編成はゼロベースから始まり、前年度の実績や希望的期待を込め積算されることが多いと思いますけれども、中には、あらかじめ関係人からの要望を捉えて予算化されている事業もあるように思われます。それについて、かみ砕いたご説明をお願いしたいと思います。

○會嶋総務部参事

予算書作成の原則ということで、今お話になりましたとおり、明瞭性の原則という形で、本市におきましても款、項に分けた形での予算と。これはルールにのっとった形式で、議決案件という形での項までのもの、それから、各表については議決案件ということで提出させていただいております。それから、事業別の項目ということで、目から節、それから、事業ご

との概要説明書という形での提出をさせていただいております。

そこで、これを計上するにあたりましては、やはり予算編成方針というものを秋口から出した形でのスタートということで、その後は、当然各関係担当課が1年の中で前年の予算、当然今回では令和元年度の予算を執行している中で、いろいろな問題とか、あるいは要望とか、その辺は窓口でお伺いするなり、あとは、市長のところへのいろんな提言ですとか、そういったところから話をいろいろと集約した中で、来年度ではどういったものやっていくのかということが、まず、現場でのお話だと思います。

それから、これは市長の公約で最大4年間というのがありますので、その4年間の公約の中で、さらにそれをかみ砕いた基本計画という形での、その中での分析も当然しなければいけない。計画論、プラス日頃のお声という形での計上をさせてもらっているところでございます。

○桜田委員

よくわかりました。

私は、よりわかりやすい予算書で、審議の時間短縮、これを図っていこうと、こう心がけているわけでございますけれども、事前に関係人から、今、説明があったように、要望があって予算化をされている、こういう事業もあるように思います。

そこで、これは、来年度以降になってしまいますけれども、概算説明書の中で、そうしたことを読めばわかるような形で、そんな形に工夫をしていただけないかどうか、お伺いします。

○會嶋総務部参事

来年度ということは、令和3年度の予算になろうかと思うんですけれども、そのとき、ちょっと私がこれを答弁をして、また担当でいるかというのがわからないので、何とも言えないんですけど、議案のという形の中では、そういった表現まではすることはないと当然思います。

それで、概要説明書の中で、例えば、基本計画などにある、何とかの街ですとか、あるいは基本計画の目標の中でのこういった項目ですとか、その辺は、できるところは載せてみるですとか、あるいは経常的なものは、やはり経常ですので、あえてお声がなかったものは経常として、経常とは経常経費の経常で、経常としては載せているというようなところは別立てした中で、それ以外のものは、きっと計画論なのか、特別に今回は計上したものなのかというようなことでの判別というのはできるのではないかと思いますけれども、ちょっとこれは検討させてください。

○桜田委員

よろしくご検討を願いたいと思います。

次に、費用対効果についてお伺いをいたします。事業によっては、例えば空き家バンクのように成果がゼロに近い事業や、あるいは事業から恩恵を受ける人が一桁といった事業も見受けられます。

予算編成の方針の中で、各種事業の事業効果を検討し、評価するとともに、事務事業を見直すとされておりますけれども、本予算編成にあたって、費用対効果についてはどのように活

かされているのかをお伺いいたします。

○會嶋総務部参事

実際のところ、極端な場合で申し上げますと、執行率ゼロというのがないとは言えないと思います。

それで、ちょっと具体的に、この案件を効果が出たからこうしたというところは今ないんですけれども、その予算協議をしている中では、当然昨年度、今年度の夏までの半年分と、それから、昨年度1年間の決算ベースでの執行の率、その辺も全部含めて、予算の要求書の中では表示されることになりますので、その中で、極端なことで半年たっているのに、まだ4分の1程度の執行率の場合はどういうことかというようなところは、担当者同士での細かなヒアリングの中で話は聞いているところです。

それで、実際に前年度、今回でいいますと、平成30年度段階で、例えば執行率が40、50程度のものであって、また、令和2年度も同じような数字を要求していることであれば、当然その辺は減額ということで、話を聞いた中での減額という形では当然っておりますし、逆の考え方で、その執行率が95、100近いというものであったときには、反対に財政サイドから、本当にこれで大丈夫なのかというようなところも問い合わせた中での計上とさせていただきます。

○桜田委員

市民の税金でございますから、やはり費用対効果、これもやはり十分に検討しながら予算編成すべきだろうと私は考えています。

次に、申請主義と事業の広報活動についてお伺いをいたします。行政の事業は、おおむね申請主義が採用されております。ある知人が、今回の台風15号で、木の枝が自動車のフロントガラスにあたり破損しました。そして、修理代8万円の領収書を持参して確定申告に行きましたところ、3万円ほど還付をされる、こういうふうに言われて大変に喜んでおりました。

制度がわかっていると、あるいはわからない人によっては大きな差が出るわけでございます。市民の作った制度施策が関係人に理解されていないと、なかなか効果は上がらないと思うんですけれども、その辺についてどのように考えているか、お伺いいたします。

○會嶋総務部参事

昨年の台風などの場合では、プッシュ型といたしまして、よく県とか自治体側から逆に話を持って行ってというようなことが話題になったかと思います。ただ、日常的な業務の中では、やはり申請という形でやっていかざるを得ないというか、それが通例となってしまうのが事実だと思います。

それで、八街市のすごく事細かな施策までを伝えられているかどうかというところは、ちょっと私は自信を持って言えないかもしれませんが、例えば広報やちまた、ホームページ、議会だよりと、そこというのは、最近では、この議会の状況もインターネットで中継されているというところで、この市政についての情報というのはだんだん透明化されてきているのかなというふうに私は感じています。

その中で、やはり私どもの方から、例えばの話として、市民の方から要求がありましたと。

それを予算化しました。その段階で、反対に執行率が例えば上がらなかった場合などは、見方が逆になってしまって、せっかく予算化したのに、なぜみんな来てくれないのというような状況中中には出てきてしまう可能性もありますので、そういったところを含めた中では、やはり八街市の施策というものに興味を持っていただくというような方法、これからは、今、明らかにしたものの、それをもっと末端に詳しく伝えられる方法が次は何があるのかというところはやっぱり考えていかなければいけないと私は思います。

○桜田委員

事業によっては、関係人の皆さんに連絡をするために郵送料など、これも計上される事業も結構ございます。やはりせっかくの事業ですから、事業効率を上げるように、特段のご配慮をお願いいたしまして、終わります。

○山口委員長

以上で、桜田委員の質疑を終了します。

次に、丸山委員の質疑を許します。

○丸山委員

それでは、私は、新年度予算と後期の基本計画について。そして、いま一つは、新年度予算には盛られておりませんが、新型コロナウイルス感染症対策について、お伺いいたします。

まず、新年度予算と後期基本計画についてであります。いよいよ後期の基本計画が令和2年度から始まるわけなんですけれども、新年度予算の中で、この後期計画の取り組みについて、なかなか私は見えてこないなというふうに感じているところなんですけれども、令和2年度の取り組みについて、どのような方向となるのかお伺いしたいと思います。

○大木総務部長

新年度の予算につきましては、八街市総合計画2015に基づく主要な事務事業に取り組むものとしたしまして、新たな行政改革に積極的に対応する予算編成を行ったところでございます。

後期基本計画に掲載します新年度予算に係る新規拡充事業につきまして申し上げますと、八街駅南口ロータリー照明灯のLED化、大規模災害の発生に対応するための国土強靱化地域計画の策定や、防災拠点としての機能強化を図るための市役所第一庁舎の空調工事、消防団の出動手当ての支給等の予算、高校生等に対する医療費助成、児童館の整備、循環型社会の構築を図るため、ごみ焼却施設長寿命化総合計画の策定や、中央公園照明灯のLED化、小中学校の屋内運動場の大規模改修や中央公民館のトイレ洋式化、東京オリンピック・パラリンピックでのパブリックビューイングの実施、小出義雄杯八街落花生マラソン大会への助成、農業ハウス強靱化緊急対策事業や、農業の経営多角化への支援、落花生まつりの実施、地区集会施設の改修、第二庁舎の解体による執務環境の変化等において住民サービスの確保と業務効率の向上を目的としました執務環境の調査費を計上しております。

このように財政状況や事業の優先度を勘案した上で、後期基本計画に掲げる目標達成に向けた予算編成を行ったところでございます。

○丸山委員

流れるにはそういうふうになるのかなというふうには思うんですけども、こういった事業に関して、予算的にはどのぐらいが確保されたのか。その辺についてはいかがでしょう。

○會嶋総務部参事

申し訳ございません。その基本計画で予定されていたと思われる額というのはまとめてはございません。

○丸山委員

着々と進めていますよということによろしいわけですね。

いま一つ、私は、この基本計画を見る中で気になるのは、本当にわくわくする計画になっているというのがなかなか私は感じられない。本当に魅力的な街づくりを後期計画の中では実施していかなければ、本当にこれからの八街の少子高齢化の問題は克服できないのではないかなというふうに思うわけなんですけれども、この間にも市民アンケートの中では、公園やくつろげる、そういう場所が欲しいんだという声が挙がってきたわけなんですけど、そういった取り組みがなかなか進まないでいるのではないかなと。

しかし、八街市にはそうした資源はしっかりあるわけですね。市長は、新年度の市政基本方針の中で、個性を活かした街づくりに向けて取り組むんだということを言われているわけなんです。

ぜひとも市内外に八街市の魅力を発信できる、本当にこの八街に住んでみたい、行ってみたい、そんな街づくりをぜひ進めていただきたいというふうに思いますけれども、当然これは方針の中で出されているわけですから、あとはどう具体化するかの問題なんですけど、こういった点での新年度の取り組みというのは何か検討されているんでしょうか。

○大木総務部長

今、委員さんが言われましたとおり、市民アンケートでは、自然環境がよいこと、これが住み続けたい理由の一番。それから、買い物など、日常生活が便利なのが掲げられております。

また、これからの街づくりの視点としては、安心して暮らせることであったり、交通が便利なこと、経済発展などによる活力のあることということが掲げられております。

このようなことから、総合計画2015後期基本計画におきましては、地域資源を活かしました魅力的な街づくりにより、移住、定住と交流を図るものとしており、重点施策を第二次八街市まち・ひと・しごと創生総合戦略として位置付けております。

推進にあたりましては、特に若い世帯、子育て世帯のニーズを踏まえ、児童館の建設や子育ての包括支援センターの設置、新規事業といたしまして、高校生等への医療費助成など、妊娠から出産、子育てまでの支援策の充実を図ることとしております。

また、本市の基幹産業であります農業を地域資源として活かします農業体験ツアー事業や、農業体験インターンシップ事業等を引き続き実施するほか、これは民間施設ではございますが、小谷流の里ドギーズアイランドにおきましては、本市の自然を活かしました運営を行うなど、地域資源を活かしました取り組みがされております。

このような本市で活躍する企業、団体等とも連携強化を図りながら、市民、企業、行政が一

体となった魅力ある街づくりを推進していきたいというふうに考えております。

○丸山委員

私は、最初に申し上げましたけれども、やはり憩いの場みたいな、本当にくつろげるなどといった、そういった場所が欲しいという市民の声は多く聞くわけですし、やはり今言われたような生活をしていく上での環境整備というのは大変必要なことだと思いますけれども、やはり憩いの場となるような、そういった整備も必要ではなからうかと。

市内には、根古谷・岡田地域に城跡や、また文化財が点在する。寝釈迦など景観が楽しめる地域もあるし、また、榎戸地区にはかわらめき古墳群や田園の心安らぐ風景がある。また、開拓の町としての歴史も点在するというようなことで、こういった歴史文化の資源を本当に縦横に結んで、魅力ある、また潤いある町として発展させる、そういった街づくりもこれからは早急に取り組みなければならぬんじゃないかなというふうに思っているんですけれども、そういった点での街づくりについてはどんなふうにお考えでしょう。

○大木総務部長

今、委員さんが申しましたとおり、歴史であったり文化の施設であったり、こういうものを活用した形での取り組みというのは大変に必要だと思っております。これも含めまして、市民の方々、または各種団体の方々からのご意見をいただきながら、これからも街づくりを進めていきたいというふうに考えております。

○丸山委員

ぜひ地域の皆さん、また、市民の皆さんと一緒に、こういった街づくりに新年度から取り組めるようにしていただきたいなというふうに思います。

次に、新型コロナウイルス感染症対策についてなんですけれども、この件につきましては、新年度予算編成時には、こういう状況になろうというようなことも考えもつかなかった時期に予算編成がされたということで、感染症対策の予算が確保されていないというのは当然だというふうに思います。

しかし、今ここで、新年度に向けてどんな取り組みをするのか、また、今ここでどんな取り組みが必要なのかという点での質問をさせていただきたいというふうに思いますが、とりあえず対策費について、これはどのようにお考えなんでしょうか。

○會嶋総務部参事

新型コロナウイルス感染症拡大の対策費ということで、今現在、令和元年度予算については、すでに対策本部を立ち上げた中で、早急にしなければならないことを優先してやっているところでございまして、それは現行予算の幸いにも余力がある箇所での対応という形で、ただ、後日しっかりと、もしかすると上からお金が来るかもしれませんので、その辺を見据えた中でしっかりと区別をした形で対応していこうと思っております。

最悪このまま終息していただくのを本当に期待するところなんですけど、仮に年度を越えて、4月以降もこういった状況、あるいは最悪な場合、悪化してしまったときもあるかもしれません。そういったことについては、これはちょっと表現が悪くて申し訳ありませんけれども、災害が起こったときと同じような考え方で、柔軟に予備費なり、専決なり、ある

いは間に合うのであれば臨時議会という形で対応をしていきたいと考えています。

○丸山委員

緊急な状況でございますので、ぜひそういった取り組みでお願いしたいというふうに思います。

それで、対策の強化なんですけれども、迅速で的確な情報、そして物資の提供が求められていると思いますが、その辺ではどのように対策会議の方で検討されているのか。その辺についてお伺いいたします。

○和田市民部長

お答えします。

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、国が2月25日に新型コロナウイルス感染症対策の基本方針を決定し、これ以降、スポーツ、文化イベント等の中止、延期等の要請や、小・中学校、高等学校、特別支援学校等における一斉臨時休業の要請など、さまざまな方針が示されてきたところであり、本市では、2月3日に、八街市新型コロナウイルス感染症対策本部を立ち上げ、さまざまな情報を収集、整理して、本市の対応方針を決定し、市民の皆様への情報提供に努めるとともに、対策に対するご理解、ご協力をお願いしているところでございます。

新型コロナウイルスに関する状況は日々変化しておりますので、今後につきましても、国、県等と連携して、各種の対策に取り組んでまいるとともに、市民の皆様への迅速な情報提供に努めてまいります。

○丸山委員

情報については、ぜひ本当に日々どんどんと変わっておりますので、的確な情報を市民に提供していただきたいと。

それと、物資なんですけれども、特にマスク、それから、消毒液等についてはどのように確保し、必要なところに提供しようとしているのか。その辺についてはいかがでしょうか。

○和田市民部長

マスクについては、これは、児童クラブにおけるマスクの対応についてご説明させていただきます。マスクの着用は、児童クラブは基本的にマスクを着用してきていただけるというのは基本でございますが、現在、マスクについてはなかなか手に入らない状況でございますので、児童が忘れた場合などは、支援員やボランティアコーディネーターさんの手作りマスクを利用し、また、対策本部のマスクが若干ございましたので、そちらで対応しております。

なお、厚生労働省から布製マスクの配布を検討しているとの連絡が入りましたので、今後の動向に注視してまいります。

また、消毒液は、手指用、テーブル用など、対策本部から配布された消毒液で対応しております。

○丸山委員

学童保育だけではなくて、保育園、あるいは幼稚園、また、高齢者世帯、難病者の世帯、介護施設、病院等、本当にマスク、あるいは消毒液を必要としているところはたくさんあるわ

けですね。

3月13日の厚労省の方では、国が準備しているから、順次おろしていきますというような通知があったようなんですけども、やはりこういった必要とするところには全て配布できるような体制をぜひともとっていただきたいと思います。

国の方のこういった動きがあるわけですけども、実際に八街市にマスクがおりてくる、これはいつぐらいかというのは検討が付いているのでしょうか。

○和田市民部長

令和2年3月10日、国の新型コロナウイルス感染症対策本部より、新型コロナウイルス感染症に関する緊急対策第二弾が示されたところでございます。この中で、感染拡大防止策と医療提供体制の整備として、需給両面からの総合的なマスク対策や、医療提供体制の整備と治療薬等の開発加速などが示されており、今後も感染の状況とともに地域経済及び世界経済の動向を十分に注視し、必要な対策は躊躇なく講じていくとされております。

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、今後の状況により、国においてさまざまな施策が展開されていくこととなると思われまます。ご質問のマスクが八街市にいつぐらい、どのぐらいに入るのかというのは現在確認ができておりませんので、本市といたしましても国の動向を十分注視し、適切な対応に努めてまいります。

○丸山委員

本当にマスク不足の中で、国の対応が早く対応していただきたいというのを待つばかりのような状況になってしまっているというのは本当に残念なんですけれども、マスクが到着次第、必要などころには順次早急に配布していただきたい、このことを申し上げておきます。

次に、保険証についてなんですけれども、国保税を払えずに資格証明証を交付された方、この方々は、医療機関にかかれば医療費の全額自己負担をしなければならない。こうした方々の受診というのは全国的にも本当に低い。資格証を持っている方の受診ですね。

そういう意味では、万が一新型コロナウイルスに感染しているのではないかと、そういう疑問が持たれていてもなかなか受診が抑制されてしまっていて、病院にかかれない、それで重症化、こういうことが懸念されるわけなんですけれども、また、周辺への感染拡大のおそれがあるというようなことで、この保険証の交付については、今後、資格証の方に関しての対応策はどのように検討されているのかお伺いいたします。

○吉田国保年金課長

今、委員さんの方からお話がありましたとおり、この新型コロナウイルス感染症に関します療法につきましては、資格証明証を提示すれば、通常の被保険者証としてみなして取り扱うという旨の通知が、令和2年2月28日付で、厚生労働省の方から発出されたところでございます。

これによりまして、資格証明証であっても帰国者、あるいは接触者外来を受診した際の自己負担につきましては、10割ではなくて3割で済むということになりますので、こういった通知につきましては、各自治体だけではなくて、日本医師会、あるいは日本歯科医師会等をはじめといたしましたさまざまな関係機関の方にも周知をされておるところでございますの

で、適切な対応がなされていくものであるというふうに考えております。

○丸山委員

では、資格証でも十分対応できるんだという答弁なわけですがけれども、資格証を交付されている世帯に対してはどのような対応をされているのでしょうか。

○吉田国保年金課長

資格証明証を交付されている方への、今申し上げました今回の措置につきましては、あくまでもこの新型コロナウイルス感染症に関する診療に限ってのもののみということをございまして、その他の通常の診療につきましては、これまでどおり全額自己負担ということになってまいります。

したがいまして、こういった情報が該当者の方に伝わらないということになってまいりますと、受診抑制によります感染拡大というものを引き起こしかねないということがございますので、この資格証明証の交付世帯に対しましては、万が一新型コロナウイルス感染症の疑いから、帰国者、接触者外来を設置する保健医療機関を受診する際には、この資格証明証の提示をもって、被保険者証として同等の3割負担で受診ができますといった内容の旨の通知の方をいたしまして、感染拡大の防止というものを図ってまいりたいというふうに考えております。

○丸山委員

それでは、資格証を交付している世帯全てにそういうお知らせはすると。したんですか。これからなんですか。

○吉田国保年金課長

これから早急に資格証明証を交付している世帯に関しましては、この旨の通知をいたします。

○丸山委員

ちょっと時間がないので、次に、学校の対応についてなんですけれども、一斉の休校に対して、学校はもちろん、児童・生徒、保護者、保護者が働く企業、事務所など、大変に大きな混乱をもたらしているというのが実態でありまして、そして、家庭で過ごす子どもたちが本当に守られているのかも疑問であります。

学校の柔軟な対応策が求められているというふうに思いますが、その辺については、教育委員会は何らかの対応策を検討されているのでしょうか。

○関教育次長

お答えいたします。

まず最初に、小・中学校の臨時休校についてご報告いたします。2月27日の政府の新型コロナウイルス感染症拡散防止に関わる臨時休校の措置の要請を受けまして、2月28日、臨時校長会を開催しまして、3月2日から24日まで、子どもたちの健康、安全を第一に考えて、臨時休校を決定いたしました。

その間、本当に大変短い時間の中で、各学校において、先生方等に対応をお願いしたところがございます。子どもたちへの指導と、保護者への手紙、学校メール、ホームページ等で周知をいたしました。その内容につきましては、不要不急の外出を避け、家庭内で過ごす、日

常的な手洗い、うがい等に努める、規則正しい生活に心がけ、体力、抵抗力の維持に努める、定期的な検温を行い、体調が悪い場合は厚生労働省のホームページ等を確認し、適切な措置を行う等の周知を行ったところでございます。

学校の柔軟な対応ということでございますけれども、児童クラブの受け入れ拡大と、3月2日付の文部科学省、厚生労働省から新型コロナウイルス感染防止のための小学校等の臨時休校等に関連した放課後児童クラブ等の活用による子どもの居場所の確保についての依頼文書を受けまして、近隣市町の対応も含めまして、3月10日から各小学校で児童の学校預かりを開始いたしました。対象児童は1年生から3年生と特別支援学級の児童です。感染症予防対策を十分に行った上でお預かりしております。

利用状況につきましては、3月10日、11名。11日、7名。12日、9名。13日、5名の児童が利用しております。預かりの時間につきましては8時半から15時までとなっております。

学校の方は、そのような対応をしているところでございます。

○丸山委員

学校では預かりが始まったということで、ちょっとほっとしたところなんですけれども、文科省は、3月11日に、この臨時休校に関する事務連絡というのを出しているわけで、学校の校庭、あるいは体育館、公共スポーツ施設を開放していいんだと。学校等の判断で行うことについては一律に否定しない、こんな通知を出しているわけですね。

やはり今、子どもたちを家庭の中で閉じ込めておくことの方がいかに非健康的であるか。そういう意味では、児童・生徒に運動の機会を提供していくという意味で、これはもっと開放していいのではないかと。

あるいは図書館についても子どもたちが行けるようにしていいのではないかとというふうに思いますが、その辺についてはどのようにご検討されているでしょうか。

○関教育次長

学校の開放等につきましては、先ほどもちょっとお話ししましたところ、基本的に感染症拡散防止による休校ということになっておりますので、そこを踏まえまして、今のところ学校開放の方は中止しております。3月24日まで一応中止しております、本部の方では3月31日まで中止ということで延長させていただいたところです。

図書館におきましては、今、休館中でございますけれども、一部市民サービスということで、臨時窓口の方を設けて、そちらの方で本の貸し出し等の対応はさせていただいているところです。

○丸山委員

今、八街市がやっている、休校ですよというふうになっているんだけど、文科省は、あえて学校等の判断で、校庭や体育館や、また、公共スポーツ施設の開放は各自治体にお任せしますよと。一律に否定するものではないということを言っているわけですね。ですから、こういった通知をもっともっと早く受けとめて、それに対応する取り組みを進めていただきたいと。それは知らなかったでは済まされないというふうに思います。

本当に一日一日大変な思いをして家庭の中で生活する子どもたちのことをきちんと思いやった取り組みが必要ではないかというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

それから、学童保育運営についてなんですけれども、これは朝8時から6時半まで対応されているわけなんですけれども、10時間30分の開設となるわけなんですけど、指導員の確保に関して、確保されているんだというようなことなんですけれども、これは、政府の方では1日あたり1万2000円の加算をして開設を進めるということをやっているわけなんですけれども、このような国の加算で職員の対応はできていくのかどうか。その辺についてはどのようにお考えなんでしょうか。

○和田市民部長

児童クラブにつきましては、通常の学校休業日の開所時間と同様、小学校休校に伴い、3月2日から開所しております。支援員につきましては、通常勤務の支援員に加えて、教育委員会から小学校の特別支援員10人を配置していただき対応しております。

児童クラブの支援員は、全員の方が午前中から勤務可能ということでしたので、調整を図りながら対応できていると、運営委託先の社会福祉協議会から聞いております。

○丸山委員

ちょっと時間がございませんので、最後に、商工業者への支援に関してでございます。昨年の台風が続いて、感染拡大によって市内中小業者の経済的な打撃は大変大きくなってきております。業者の経営を守る緊急対策というのは何か検討されているのかどうか。

それから、特に学校給食との関連で、業者さんに対する補償はどのように検討されているのか。その辺についてお伺いいたします。

○黒崎経済環境部長

私の方からは、まず最初に、今回の新型コロナウイルス感染症による影響による中小企業への支援策の方についてお答えさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の影響により売り上げが減少している中小企業者の経営の安定を図るため、国におきましてセーフティーネットの保証制度の適用による貸付保証枠の拡大や、金利の引き下げ等の支援のほか、サプライチェーンの毀損等に対応するための設備投資や販路開拓に係る補助金など、さまざまな支援を行っているところでございます。

また、八街商工会議所におきましては、1月下旬から、新型コロナウイルスに関する経営相談窓口を設置し、事業者からの相談に対応しているところでございます。

本市におきましても、従来からの中小企業資金融資制度、並びに利子補給事業により、事業者の経営支援を引き続き行うとともに、令和2年度の予算におきましても、融資枠の不足が生じた場合には、預託金の組みかえや補正予算による対応も視野に入れ、関係団体と連携を図り、必要に応じた支援を適切に実施できるよう努めてまいりたいと考えております。

○山口委員長

給食の関係は答弁ないですか。

○黒崎経済環境部長

では、私の方から、情報が入っている内容についてお答えさせていただきます。

給食関連の仕入れをしていらっしゃる業者の方から、商工会議所の方に融資の相談を受けているというお話はお伺いしております。それによりまして、八街商工会議所の方におきまして対応を図っているところだとお聞きしております。

○丸山委員

商工業者の方は、学校給食関連ではパンとか牛乳とかということで、本当に大きな損失になっていくというふうに思います。そういった点ではきちんと保証ができるよう、これは国との関連の中で保証していけるように、ぜひとも取り組んでいただきたいと思います。

それとあわせて学校の柔軟な対応、校庭の開放であるとか、体育館の開放であるとか、そういった点でも、子どもたちが本当に窮屈な生活ではなくて、体を動かし、運動ができるような、そういった取り組みをぜひ進めていただきたいと思いますということをお願い申し上げまして、私の質問を終わりにいたします。

○山口委員長

以上で丸山委員の質疑を終了します。

これで通告による質疑は全て終了しました。

会議中ですが、10分間休憩します。再開後は討論及び採決を行いますので、関係する職員はお集まりいただきますようお願いをいたします。

休憩します。

(休憩 午後 2時15分)

(再開 午後 2時23分)

○山口委員長

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

最初に反対討論の発言を許します。

○丸山委員

令和2年度八街市一般会計予算に関しまして反対するものであります。

新年度予算案は、昨年たび重なる台風被害の復旧・復興のさなか、我が党が長年にわたり地域の皆さんと一緒に要望してきた児童館建設、18才までの医療費無料化への予算が計上され、また、八街南中学校屋内運動場改修事業、就学援助費助成補助単価の見直し、老人福祉センターの改修、消防団員火災出動手当の見直しなど、思い切った予算確保への努力を高く評価し賛成するものであります。

一方で、新年度予算案は、市民の立場から問題点を指摘せざるを得ない事業もあります。

まず1つは、国絡みの施策から市民をいかに守るのかという問題です。今、日本経済は、昨年10月の消費税増税による打撃、新型コロナウイルス感染症による打撃が加わって、深刻な大不況に陥りつつあります。増税対策として実施された食料品などの軽減税率や、ポイント還元など、政府はさまざまな対策を講じました。

「プレミアム商品券」は本市では、対象者の約3分の1程度の活用にとどまっています。ポイント還元に参加店は、全国で3割、残り7割の店は消費税増税で売り上げが減った上に、ポイント還元に参加店に客を奪われるという二重の打撃となって、市内の商店、事業所からも悲鳴が上がっています。

市民の暮らしを圧迫するとともに、自治体にも大きな影響があります。増税により、地方消費税交付金は、前年度比2億4千900万円増の14億3千500万円となりましたが、消費税増税に伴い実施した幼保無償化による新年度の市負担は1億700万円であり、市の事業への課税対象費は4億6千万円、社会保障施策に投入する消費税引き上げ分は7億8千8000円で、一気に吹き飛んでしまう内容となっています。

また、国が消費税引き上げ分は社会保障経費に投入するとしていますが、一層充実するものではなく、財源の置きかえにすぎません。低迷する消費動向など、景気悪化が鮮明になる中で、消費税率の引き下げを国に求めることが必要です。

消費税増税とともに、市民への一層の不安をもたらすマイナンバーカードの普及への予算化が進められています。カードの交付を要件に、マイナポイント事業を9月から導入するというものです。情報の漏えいや紛失、盗難への不安がある中で、本市の発行率は、本年2月現在、17パーセントにとどまっています。市民は必要性を感じていないということをこの数字が示しています。

国は、2021年から、マイナンバーカードを健康保険証としても使用可能にすることや、戸籍事務とマイナンバー制度を結び付ける戸籍法改正、さらには行政の手続、業務に用いる情報を紙からデジタルデータに転換し、オンライン化を原則とする「デジタル手続法」の成立をするなど、普及と整備を手当たり次第に進めています。他人に知られたくない個人情報を国が管理するのは基本的人権に反するものであり、あらゆる個人情報を国が一元管理することの危険性とともに、情報流出を防ぐ保障は全くありません。こうした問題への不安に答えることなく、マイナンバーカードの利用拡大の押し付けでは市民の理解は得られません。マイナンバー制度は今からでも中止を国に求めるべきです。

また、新年度から会計年度任用制度が導入されます。この制度は、臨時職員の身分保障がされるという改善点がありますが、公務員労働者の働き方が大きく変わるものであります。地方自治体は、「住民の福祉と暮らしの増進に寄与する」ものであり、恒常的、かつ専門性が求められ、「公務の運営は任期の定めのない常勤職員を中心とする」という大原則があります。

しかし、総務省の「地方公務員の臨時・非常勤職員及び任期付職員の任用等のあり方に関する研究会」の報告では、常勤と非常勤の概念について、常勤職は「本格的業務」であり、「典型的には、組織の管理・運営自体に関する業務や、財産の差し押さえ、許認可といった権力的業務などが想定される」としています。このことは正規職員の定員削減、非常勤職員を増やし、安上がりの行政を進めることが可能となり、継続性、専門性、地域性が求められる自治体職員の働き方が大きく変えられるものです。

新年度、本市の会計年度職員の雇用予定は、フルタイム職員58名、パート職員241名、

再任用職員 33 名、正規職員名 546 名で、総人数は 878 名となり、このうち臨時職員は 37.8 パーセントを占め、今まで以上に非正規雇用に大きく依存することになります。住民の福祉と暮らしの増進に責任を持つ自治体は、正規職員枠を大幅に広げ、市民サービスの低下につながる非正規雇用を是正すべきです。

大きな 2 つ目の問題として、今年の台風 15 号、19 号、21 号の大雨による大きな被害を受けた本市では、多くの教訓を得ました。この教訓を活かした安心の街づくりをいかに進めるかが問われています。

そのまちづくりの 1 点目に、手作りの事業計画策定についてです。新年度は、事業計画等の策定委託費 7 件で、5 千 6 0 0 万円が計上されています。中でも国土強靱化地域計画策定業務については、国が策定のガイドラインを示しており、多くの自治体が職員の手によって作成をしています。八街市でも職員が計画、策定の力量を発揮し、まちづくりへの意欲を共有することが必要ではないでしょうか。

しかし、臨時職員の増員ではこうした取り組みも進みません。正規職員の増員とともに、職員研修費を増額し、「知識や技能の付与」から「政策の作成力を身につける」人材育成に力を入れるべきです。実態を知り尽くした職員により、それぞれの事業計画を市民目線で作り上げていくことを求めます。

まちづくりの 2 点目には、災害時の確実な伝達方法の確立や、高齢者、障害者の避難所の確保とともに、住民の知恵と力で地域防災計画の見直しを進め、それぞれの地域にあった防災対策の強化が必要です。あわせて市民の避難所の整備や、住民防災組織運営費の一層の確保が求められていますが、新年度予算では削減されており、災害対策に逆行するものとなっております。予算確保をすべきです。

まちづくりの 3 点目には、八街市の経済を支える農業、商工業をいかに発展させるかの問題です。農業・商工予算は全体の 1.9 パーセントにとどまり、今年の台風で甚大な被害を受けているにもかかわらず、振興費は今年度よりも削減されています。復興への本格化に向け、市独自の支援策の一層の充実、気候変動と、その影響を軽減するための緊急対策を講じることが必要です。

大きな 3 つ目には、高齢者施策の問題です。本市の高齢化率は約 30 パーセント。今後、一層の高齢者施策の充実が求められています。しかし、高齢者のサービスに係る在宅老人援護対策費のうち、鍼灸マッサージ・緊急通報装置設置管理業務など約 500 万円、敬老事業費は 1 千 300 万円の削減となっています。敬老事業は相変わらず、会場に行ける健康な高齢者のみの事業となっており、市内に住む全ての高齢者全員を対象にはおりません。このような不平等な敬老事業をいつまで続けるのでしょうか。市内在住の全ての高齢者を敬い、長寿を祝う事業に見直しをすべきです。

高齢者問題の 2 点目に、高齢者外出支援タクシー助成制度です。新年度から、助成券を一人 48 枚から 30 枚に減らす一方で、市街医療施設への通院のみを認めるとしています。しかし、この間、南部・北部地域に住む方の利用格差は歴然としており、年金暮らしの方々から、「利用できない」という悲鳴や、「これでは八街に住めない」という声に応えたものとなっ

ていません。

市内、どこに住んでいても安心して暮らせることを保障するのが、自治体の仕事です。この間のバス路線の廃止や、最初から地域格差が生じることがわかっていた高齢者外出支援タクシーにかわる住民の足の確保は切実です。早期に見直し、市民の切実な願いである誰もが安い料金で、玄関先から利用できる乗り合いタクシーの1日も早い実施を求めます。

高齢者問題の3点目です。高齢者が多く居住する交進、朝陽、笹引住宅では、耐用年数をはるかに超え、老朽化し、危険な住宅となっています。昨年の台風による大雨でも、くみ取り式のトイレがあふれ出し、床上浸水、屋根の破損など大きな被害を受け、既に入居募集を中止し、空き部屋が多くなっている交進、笹引団地では解体されないままとなっており、劣悪な住環境が進んでいます。計画的に低廉、低層の高齢者向け住宅の建てかえで、安心して暮らせる環境整備を進める必要があります。

大きな4つ目の問題として、次代を担う子どもたちの教育についてです。教員の休職に対し、代がえの講師が未配置のままとなっています。同時に、本市の小学校約7割、中学校では6割の教員が1カ月45時間を超す残業をしています。厚生労働省が過労死ラインとしている残業時間80時間を超す教員は、小学校12パーセント、中学校29.5パーセントも占めています。

県に対し教員の増員を求めるとともに、市独自での教員の配置努力、業務の一層の見直し、大幅な削減で教員の働き方の改善を進めることは喫緊の課題であります。あわせて、本市の不登校対策に欠かせないスクールカウンセラー、ソーシャルワーカー等専門の相談員を増員し、教育相談体制の充実を図ることを求めます。

子どもの貧困問題では、総務省が、子ども7人に1人、ひとり親家庭では2人に1人が相対的貧困状況にあると指摘していますが、本市ではその実態調査もされないままとなっており、その対策は早急に実施すべきであります。

貧困対策の1つに就学援助制度があります。その支給率について、令和2年度は、小学校6.4パーセントから7.1パーセントに引き上げ、中学校は7.78パーセントから8.8パーセントに引き上げるとしていますが、全国平均は15パーセントとなっており、底上げの取り組みが必要です。また、学校によっては、年度末の支払い、精算となっています。これでは就学援助制度の本来の役割は果たせません。家庭の生活実態を把握し、素早い対応が教育委員会、学校に求められています。

また、給食費の滞納状況は依然として多く、滞納総額は6千200万円となっています。貧困にあえぐ児童・生徒への支援の拡充や、給食費の滞納を放置することなく、支援策を強化することを求めます。

最後に、税徴収のあり方についてであります。予算編成方針では、税負担の公平性の観点から、課税客体の適格な捕捉や債権確保に努め、さらなる収納率の向上に注力するとしています。新年度は新たにペイジー、クレジット収納方法を導入するために、今年度に3千500万円を投入し、新年度は業務のデータの処理手数料に174万8千円の計上をしています。しかし、その収納アップ効果はわずか0.05パーセントですが、滞納者に対し、クレジッ

トカードによる納付を強要することのないよう強く求めるものであります。

この間、捜索、差し押さえ、公売の強化が進められ、給与や預金が約8割を占め、暮らしを追い詰めています。捜索では差し押さえるべき財産が発見できなかった割合も8割と高くなっています。捜索に至る過程の接触、対面指導のあり方が問われています。圧倒的多数の滞納者は、日々の暮らしが大変な状況です。住民と密に接することができる末端の自治体だからこそ、繰り返しの話し合いが必要であり、行き過ぎた捜索のあり方を改善すべきです。

また、国税徴収法は地方税法でも準用されますが、その柱の1つは、「納税者の保護」です。法は差し押さえ禁止財産、超過差し押さえの禁止、無益な差し押さえの禁止、納税の猶予、換価の猶予、滞納処分の停止などの制度を設けています。納税者が保護されることをきちんと示すことが必要です。市税等の税収をアップをさせるためには、国に言いなりの差し押さえなどの収納対策の強化を進めるのではなく、住民の生活実態をよく聞き、親身に対応する相談・収納活動に転換することです。

以上、厳しさを増す市民の暮らしの実態を丁寧に把握し、「福祉の増進」という自治体の役割を果たすことを求め、反対の討論といたします。

○山口委員長

次に、賛成討論の発言を許します。

○小澤委員

私は、議案第18号、令和2年度八街市一般会計予算に対して、賛成の立場から討論いたします。

昨年、本市では、かつて経験したことがない風水害に見舞われ、市民生活に大きな影響がありました。災害の復旧に要する経費が想定外に大きな負担となりそうですが、市長として10年目を迎え、また、後期基本計画の初年度となる令和2年度当初予算は、前年比5.2パーセント増の225億8千万円と、過去最大の予算規模で編成されています。

災害復旧・復興のため、新規事業は難しいのではないかと考えておりましたが、執行部の皆様のご努力で、災害など不測の事態に対する備えとして、平成27年度から4年間で、財政調整基金を約16億円積み増したことにより、住民サービスの質を落とすことなく、また、新規事業もしっかりと組み込まれた予算編成になっています。

新年度予算の特徴としましては、民生費が約8億5千万円の増と突出しており、市長の福祉に対する思いが込められた予算編成であると感じています。

まずは、老人福祉センターの大規模改修についてです。先ほども申し上げましたが、昨年の風水害において、市民生活は大きな影響を受けました。その中でも、日常生活に特別の配慮が必要な方々は特につらかったのではないのでしょうか。老人福祉センターは、福祉避難所としての機能を有しているため、有事の際に、そうした要配慮者を受け入れるための施設が改修されることは市民に安心感を与えることとなります。今は元気な方でも、将来、高齢になるなどして、日常生活に支障を感じるようになった場合、このような施設の必要性は高く、評価できるものであります。

そのほか、子育て支援や、子たちの健全育成の拠点となる児童館の整備や、待機児童解消の

ための私立認定こども園施設整備に対する助成費、障害をお持ちの方や、その保護者などからの相談に応じ、必要な情報提供や助言などを行う総合的な窓口である基幹相談支援センターの設置費を計上するなど、さまざまな地域福祉の諸問題に対応した予算配分であることがうかがえます。

また、民生費以外でも注目すべきは、高校生等医療費助成事業費です。文部科学省が行っている、平成30年度子どもの学習費調査では、1年間に保護者が支出した授業料などの年間学習費の総額は、公立高校で約46万円、私立高校で約97万円となっています。義務教育が終わり、このように学費や食費など出費がかさむ上、児童手当の支給が終わり、今まで助成制度により抑えられていた医療費についてもはね上がることとなり、高校生の子を持つ家庭では、家計のやりくりが非常に大変な時期となります。

そのような保護者の負担を少しでも軽減するために、この制度は病気の際、安心して病院へ受診してもらうことにより、子たちは、勉強やスポーツなどに励み、人生の次なるステップへ大いに躍進することができるものと思います。

続いて、産後ケア事業についてです。警察庁によりますと、2019年、児童相談所へ通告した18歳未満の子どもは9万7千842人で、前年より21.9パーセント増。虐待を事件として摘発した件数は1千957件、41.8パーセント増となり、過去最多となったとの発表がありました。

その中でも、重大事件は、乳児期の子どもが多くを占め、その背景には、母親が妊娠期から1人で悩みを抱えていること、産前産後の心身の不調や家庭環境などが問題視されています。こうした社会的な背景を鑑み、妊産婦のサポートをする事業を取り入れることは、親子の大切な絆と子たちの健やかな成長への大きな助長となるものと考えます。

また、第2庁舎の解体とともに、市民の皆様が利用しやすい窓口空間や、職員が働きやすい職場環境を整えるための執務環境の調査を行う業務が計上されました。庁舎がなくなったから、すぐに箱物を作るという単純発想ではなく、市にとってどのような施設環境が必要なのか、または不必要なのか。あらゆる方向性を慎重に見極めた上で次のステップに進む。まさに将来を見据えた効果的な予算であります。

そのほかにおいても、笹引小学校や八街南中学校屋内運動場の大規模改修を始め、中央公民館大会議室やトイレの改修、庁舎長寿命化計画の策定など、市民生活に密着した施設の改修等に取り組んでいます。

また、中央公園や八街駅南口ロータリー、スポーツプラザアリーナの照明灯のLED化など、環境や将来の負担軽減にも配慮した施策に取り組んでいます。

昨年、残念ながら中止となりました、小出義雄杯八街落花生マラソン大会の開催も楽しみであります。

このように、「笑顔あふれるドリームシティやちまたの創世」における市長公約である事業を取り入れつつ、老若男女全ての市民が恩恵を受けることができるバランスのいい予算編成であると言えます。

令和2年度は、東京オリンピック・パラリンピックがあり、八街市出身の植草歩選手や里見

紗李奈選手の活躍が期待されます。パブリックビューイングが行われるとのことなので、私も大いに楽しみにしています。

市長の令和2年度市政運営方針の中で、私たち市議会議員に対して、「一層の理解と支援」をお願いされた以上、「チームやちまた」の一員として、復旧・復興に全力で取り組み、また、「ひと・まち・みどりが輝くヒューマンフィールドやちまた」の実現のために、北村市長にはぜひ、市民が安心し、笑顔となる日常生活を送ることができるよう、しっかりとした行政運営のかじ取りをしていただくことを期待し、賛成討論といたします。

○山口委員長

ほかに討論はありませんか。

討論がなければ、これで討論を終了します。

これから、議案第18号、令和2年度八街市一般会計予算についてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

○山口委員長

起立多数です。議案第18号は原案のとおり可決されました。

以上で付託された案件の審査は終了しました。

予算審査特別委員会を閉会します。

4日間にわたり、大変お疲れさまでした。

委員の皆様申し上げます。しばらく自席にてお待ちくださいますようお願いいたします。

お疲れさまでした。

(閉会 午後 2時52分)

※発言の取り消し及び訂正の表記について

- **発言の取り消し**＝発言の内容を記載せず、棒線（——）により表示しています。
- **発言の訂正**＝発言のとおり記載してあります。その際、訂正部分にアンダーライン（ooo）を引き、会議中に発言が訂正されたことを示してあります。

上記会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

令和 年 月 日

八街市議会新年度予算審査特別委員長

八街市議会新年度予算審査特別委員

八街市議会新年度予算審査特別委員